

契約書

札幌市（以下「委託者」という。）と●●●●●（以下「受託者」という。）とは、中央市税事務所複写サービス業務に関して次のとおり契約を締結する。

（契約の目的）

第1条 この契約は、受託者が複写サービスによる複写品を提供するに際し、委託者に適切な操作方法を指導するとともに、複写機が常時正常な状態で稼動し得るように保守を行い、また複写サービスに必要な消耗品（用紙及び販売消耗品は除く。）を円滑に供給することにより、委託者がこれに対して複写サービス料金を支払うことを目的とする。

（複写機及び設置場所）

第2条 複写機の設置台数、設置機種、及び設置場所は、別紙仕様書のとおりとする。

（契約期間）

第3条 契約期間は、令和3年4月1日から令和4年3月31日までとする。

（複写サービス料金）

第4条 複写サービス料金は、複写機1台毎に複写品1枚につき●.●●円（内消費税及び地方消費税の額●.●●円）とする。

（複写サービス料金の請求）

第5条 受託者は、毎月末に当月分の複写品の数量を委託者の係員の確認を受けて算出し、翌月の10日までに複写サービス料金（1円未満の端数は切り捨てとする。）を委託者の指定する請求書により委託者に対して請求するものとする。

2 複写品の数量の算出にあたっては、受託者の責めに帰するものと認められる原因で生じた不良複写品及び受託者が複写機の保守により使用した複写品の数量を控除するものとする。

（複写サービス料金の支払い）

第6条 委託者は、受託者から前条により適法な請求書を受領した日から起算して、30日以内に当該請求金額を支払うものとする。

2 委託者の責めに帰する理由により、複写サービス料金の支払いが遅れたときは、受託者は、支払期限の翌日から起算し、遅延日数1日につき契約締結の日において適用

される政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和 24 年法律第 256 号）第 8 条第 1 項の規定に基づき政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率を定める件（昭和 24 年 12 月大蔵省告示第 991 号）に定める割合で計算した額の遅延利息の支払を委託者に対して請求することができる。

（契約保証金）

第 7 条 受託者は、この契約の締結と同時に契約保証金を納付しなければならない。ただし、委託者が、札幌市契約規則（平成 4 年規則第 9 号）第 25 条の規定に基づき契約保証金の納付を免除した場合は、この限りでない。

2 前項の契約保証金の額は、契約金額の 100 分の 10 以上としなければならない。

（権利義務の譲渡等の禁止）

第 8 条 受託者は、この契約によって生ずる権利若しくは義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ委託者の書面による承諾を得た場合はこの限りではない。

（複写機の保守）

第 9 条 受託者は、複写機を委託者が常時正常な状態で使用できるように、定期的に技術員を設置場所に派遣して点検及び調整を行わなければならない。

2 受託者は、複写機が故障した場合は、委託者の請求により、直ちに技術員を設置場所に派遣して点検及び調整を行い、速やかに正常な状態に回復させなければならない。

3 受託者の作業の実施は、委託者の就業時間内に行うものとする。ただし、やむを得ない事情により時間外に作業を実施する場合は、委託者と受託者との協議のうえこれを行うものとする。

（消耗品の供給）

第 10 条 受託者は、受託者の技術員の点検及び巡回又は委託者の通知に基づき、複写質維持のため受託者が必要と認めたときは、感光体、デベロッパー等の消耗品を取り替えるものとし、また、その他の消耗品で予備手持量の不足を知ったときは、当該消耗品を供給するものとする。

（複写機及び消耗品の所有権）

第 11 条 複写機及び消耗品の所有権は受託者に帰属し、委託者はそれらを善良なる管理者の注意義務を持って使用・管理しなければならない。

2 委託者は、複写機の現状を変更するような行為及び消耗品を他に流用するような行

為をしてはならない。

(複写機の移動)

第12条 複写機の移動は、原則として受託者の責任と負担で行うものとする。ただし、委託者の都合による場合で特別な費用を要するときは、受託者は委託者に対して、その費用を請求することができる。

(保険)

第13条 受託者は、複写機について、受託者の費用で動産総合保険に加入するものとする。

(損害賠償)

第14条 受託者は、委託者の責に帰すべき事由により複写機に損害を与えた場合は、その賠償を委託者に対して請求することができる。

2 前項の場合において、動産総合保険で補償された損害に対しては、前項の規定にかかわらず、受託者は委託者に対して請求しない。

(秘密の保持)

第15条 受託者は、保守の実施にあたって知り得た委託者の業務上の秘密を外部に漏らしたり、又は他の目的に利用してはならない。

(料金改定)

第16条 契約期間中において法令の制定、公租公課の増減、物価の変動その他経済事情の変化により複写サービス料金を改定する必要がある場合は、委託者又は受託者は料金改定日の1か月前までに書面にて料金の改定を相手方に通知し、委託者と受託者との協議のうえ新料金を決定する。

(談合行為に対する措置)

第17条 受託者は、この契約に係る入札に関して、次の各号の一に該当したときは、告示その他の契約の申込みの誘引の際に示した予定数量に契約金額を乗じて得た額の10分の2に相当する額を委託者に支払わなければならない。この契約期間が満了した後においても、同様とする。

(1) 公正取引委員会が、受託者に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第49条に規定する排除措置命令（排除措置命令がされなかった場合にあつては、第62条第1項に規定する納付命令）が確定したとき。

(2) 受託者又は受託者の役員若しくは使用人が刑法(明治40年法律第45号)第96条の6の規定に該当し、刑が確定(執行猶予の場合を含む。)したとき。

(3) 前2号に規定するもののほか、受託者又は受託者の役員若しくは使用人が独占禁止法又は刑法第96条の6の規定に該当する違法な行為をしたことが明らかになったとき。

2 前項に規定する場合においては、委託者は、契約を解除することができる。

3 前2項の規定は、委託者の受託者に対する損害賠償請求を妨げるものではない。

(契約の解除等)

第18条 委託者は受託者が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項及び第2項の規定により一般競争入札に参加することができなくなったとき。

(2) 契約期間内に履行の見込みがないと認められるに至ったとき。

(3) 契約の締結若しくは履行又は入札に関し、不法の行為又は札幌市契約規則に違反する行為をしたとき。

(4) 受託者が次のいずれかに該当するとき。

イ 役員等(受託者が個人である場合にはその者を、受託者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは営業所(常時契約を締結する事務所をいう。)の代表者、受託者が団体である場合は代表者、理事等をいう。以下この号において同じ。)が札幌市暴力団の排除の推進に関する条例(平成25年条例第6号)第2条第2号に規定する暴力団員(以下この号において「暴力団員」という。)であると認められるとき。

ロ 暴力団(札幌市暴力団の排除の推進に関する条例第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。)又は暴力団員が経営に実質的に関与しているとき。

ハ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

ホ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

ヘ 再委託契約、資材の購入契約その他この契約に関連する契約（トにおいて「関連契約」という。）の相手方がイからホまでのいずれかに該当することを知らなから、当該者と契約を締結したと認められるとき。

ト 受託者が、イからホのいずれかに該当する者を関連契約の相手方としていた場合（ヘに該当する場合を除く。）に、委託者が受託者に対して当該契約の解除を求めたにもかかわらず、受託者がこれに応じなかったとき。

(5) その他契約を継続し難い重大な事由があると認められるとき。

2 前項の規定により契約を解除された場合に受託者に損害が生ずることがあっても、受託者は、委託者に対してその損害の賠償を求めることができない。

(契約が解除された場合等の賠償金)

第19条 前条の規定によりこの契約が解除された場合においては、委託者は、契約金額の100分の10に相当する金額を賠償金として請求することができる。

(契約保証金の返還)

第20条 委託者は、受託者が履行期間中の全ての役務を完了し、完了検査に合格したときは、契約保証金を返還しなければならない。

(複写機及び消耗品の返還)

第21条 受託者は、この契約が終了し、又は契約を解除した場合は、複写機及び未使用の消耗品を速やかに引き取らなければならない。

(裁判所の管轄)

第22条 この契約に関する訴訟は、委託者の所在地を管轄する裁判所に提訴する。

(その他)

第23条 受託者は、この契約書に定めるもののほか、札幌市契約規則及び労働基準法（昭和22年法律第49号）、最低賃金法（昭和34年法律第137号）、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）その他の労働及び社会保険に関する法令を遵守するものとする。

- 2 受託者は、委託者から、業務従事者の賃金支給状況、社会保険加入状況その他労働契約状況が確認できる書類の提出を求められたときは、これに応じなければならない。
- 3 この契約書に定めのない事項及びこの契約に疑義が生じたときは、委託者と受託者とが協議のうえ定めるものとする。

この契約の締結を証するため、本書2通を作成し、委託者と受託者が記名押印のうえ、各自1通を所持する。

令和 年 月 日

札幌市中央区北1条西2丁目
委託者 札幌市
代表者 市長 秋元 克広

受託者